

## たから地域振興事業補助金の対象事業

- 町内会等の団体が地域づくりのために自主的、主体的に取り組む公益性の高い事業を対象とする
- 実施しようとする活動が他の補助制度（高山市補助金、農地・水・環境保全向上対策事業等）の対象事業となる場合は、それらへの補助申請を優先する

### 1. 安全・安心・快適な住環境づくりに関する事業

(1) 公共的空間（国県市道、農林道、公園、遊歩道、河川、用排水路など）にかかる清掃、草刈り、植栽、軽微な修繕など維持管理的な事業

- 地域内の美化（草刈り、清掃、植栽、花壇手入れ、枝打ち）
- 水路（農業用水路、街路水路）の草刈り、清掃、土砂除去、軽微な修繕等
- 河川の草刈り、清掃等
- 市道の維持補修（路面・側溝等、）草刈り等
- 農道の維持補修（路面等）の草刈り等
- 林道・作業道の維持補修、草刈り、倒木除去等
- 登山道、遊歩道の維持補修、草刈り、倒木除去、清掃、案内看板設置等
- 公民館、駅、公園（地区、市民、スポーツ）等公共空間の軽微な修繕、清掃等
- 簡易な雪対策（側溝蓋、雪囲い等）

(2) 公共的空間を新たに整備する事業

- 公園、広場等の整備
- 町並み景観の整備（温泉街、家並み、農村景観等）
- 雪捨て場等の整備

(3) 森林や農地の保全にかかる事業

- 市有林環境整備（森林環境の保全、水源かん養機能の維持等）
- 里山景観の保全整備
- 遊休農地の草刈り、起耕、種まき等

(4) 鳥獣・ごみ等の対策にかかる事業

- 不法投棄、ポイ捨てごみゴミ対策活動・啓発事業
- 有害鳥獣対策柵設置・注意啓発事業
- 資源再利用、リサイクル事業（間伐材利用、不用品交換、再利用活動・講習会等）

## 2. 特色ある地域づくり・地域活性化に関する事業

### (1) 地域資源の保護や環境整備による地域資源再生事業

- 希少植物群生地の草刈り、清掃、獣害防止策設置などの環境整備  
(水芭蕉、かたくり、こばのみつばつつじ等)
- 在来動植物の保護活動 (カワシンジュ貝、ホタル、アジメドジョウ等)
- 記念樹、巨樹巨木等への施肥、客土入替え、薬剤注入等の樹勢回復
- 自然保護・景観保全等にかかる事業 (育苗、植栽、管理、意識啓発看板の設置等)
- 伝統的施設・象徴的施設等の清掃、保全活動、周辺整備等

### (2) 地域の伝統文化、郷土芸能の保存再発見など郷土意識と地域の歴史を継承する心を育むための事業。

- 伝統工芸品にかかる伝統的技術を継承するための講習会等
- 伝統芸能を継承するための講習会等
- 地域の歴史・文化を継承する研究会、勉強会
- 名所・旧跡等の再整備

### (3) 地域づくりや地域活力の再生を推進する事業。

- 地域づくり・地域振興の研究や講演会にかかる講師・アドバイザーの派遣
- 自然体験・農林業体験等にかかる新たなメニューの開発、人材発掘・育成
- 都市住民 (農産物等オーナー、別荘居住者、移住者など) と地域住民の交流を通じて地域  
コミュニティーを活性化する事業
- 町内活動の魅力を生み出し、町内会員の増加が期待できる事業
- 支所地域間の住民が連携し、広域的に地域の活性化を促進する事業
- 市域の一体化を促進する事業

注) ●網かけ部分農地・水・環境保全向上対策事業で実施可能な事業